

別表 2

町が整備する公共建築物の木質化推進基準

建築物の用途	内装等の木質化を行う主たる箇所			
学校	居室（教室、職員室、音楽室、図書室等）、玄関、廊下の壁面及び床			
保健福祉施設 （保健福祉センター）	居室（リハビリ室、図書室、研修室、面談室、娛樂室、入所者室、食堂等）、ロビー、廊下の壁面、床			
医療施設 （病院、診療所等）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">入院施設あり</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">居室（病室、待合室、面会室、食堂等）、ロビー、廊下の壁、床</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">入院施設なし</td> </tr> </table>	入院施設あり	居室（病室、待合室、面会室、食堂等）、ロビー、廊下の壁、床	入院施設なし
入院施設あり	居室（病室、待合室、面会室、食堂等）、ロビー、廊下の壁、床			
入院施設なし				
運動施設 （体育館等）	床、壁面、各付帯設備（更衣室、トイレ等）の壁面			
社会教育施設 （図書館等）	居室（各種展示室、資料室、図書室、研修室、会議室等）、廊下、ロビーの壁面			
集会場	居室（会議室、研修室等）、廊下、ロビーの壁面			
町営住宅 職員住宅	主たる居室、玄関、廊下の壁面、床			
庁舎 研修所	居室（事務室、応接室、会議室等）、廊下、ロビーの壁面			
宿泊施設 （研修宿泊所等）	居室（宿泊室、食堂等）、ロビー、廊下の壁面、床			
倉庫	主たる部位			

※ 内装木質化については、原材料の確保が困難であったり、関係法令等で制限がある場合を除き、可能な限り木質とする